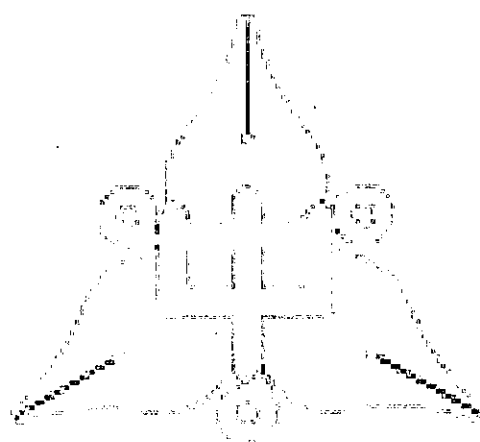


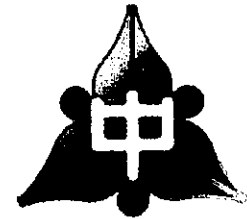
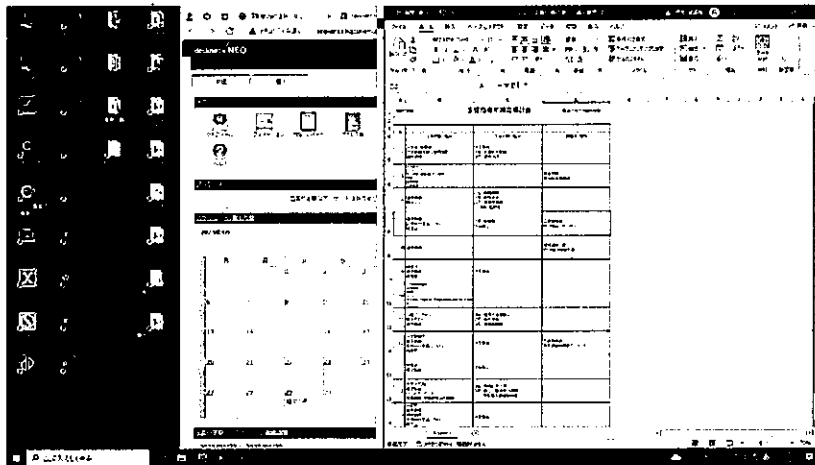
令和 7 年度
いじめ防止基本方針
～いじめ防止行動計画～



東近江市立玉園中学校

目次

- 1 いじめに対する基本的な考え方
- 2 いじめ対応の組織
- 3 いじめ防止のための考え方
- 4 いじめに対する処置
- 5 いじめによる重大事態への対処
- 6 点検 評価 等
- 7 いじめ防止の年間取り組み計画



令和7年度

いじめ防止基本方針～いじめ防止行動計画～

東近江市立玉園中学校

本校では「いじめ対策委員会」を常設するとともに「学校いじめ防止基本方針」を策定し、市教育委員会や関係機関と連携の上、いじめ防止に全力で取り組み、安心で安全な学校づくりを目指す。

1 いじめに対する基本的な考え方

いじめとは、「児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、どの生徒にも起こりうるものであり、安易に解消するものでないという認識のもと「生徒の目線」に立ったいじめの把握を行う。こうしたいじめから一人でも多くの生徒を救うためには、教職員一人ひとりが、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚し、組織的かつ迅速に対処していく。

2 いじめ対応の組織

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため「いじめ対策委員会」を常設する。

その役割等については、以下のとおりである。

(1) 役割

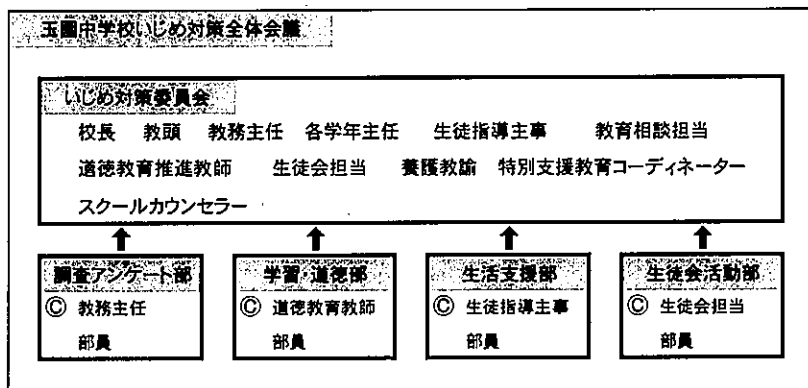
- ア) いじめの防止等の取組の年間計画を作成する。
- イ) いじめの防止等の取組について、全ての教職員間で共通理解を図る。
- ウ) いじめの防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- エ) 児童生徒や保護者、地域に対し、いじめの防止等の取組についての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取組を行う。
- オ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- カ) いじめの疑いに関する情報があつた時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、児童生徒に対する支援・指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う
- キ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う

ク) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う

(2) 構成員および組織

いじめ対策委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当の主任、生徒会担当の主任、学年主任、道徳教育推進教師、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラーとする。

また、事案の性質等必要に応じて、心理や福祉の専門家、警察官・学校評議員などの参加を得る。



3 いじめの防止のための考え方

いじめ防止のための対策は、生徒を一人の人格として尊重しその声に耳を傾け、生徒の置かれている状況の気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが重要である。また、このことを通して、生徒自身の力でいじめ問題を解決できるよう支援していくことが重要である。保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組み、生徒がいじめを受けていると思われるときは適切かつ迅速に対処する。生徒にとって、いじめられていることは周りに相談しにくいものであるだけに安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に声かけをするなど生徒との信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施、相談機関の周知等により、いじめを訴えやすい体制や環境を整える。

本校は、生徒からのSOSサインを見落とすことのないように、予防的意味を含め様々な取組を進めている。①いじめおよびいじめの疑いのある事案について、全教職員からの定期報告②毎学期、全生徒に行う教育相談の実施③より良い学校生活と友達づくりを構築するためのアンケート実施④生徒の状況と指導の方向性を示す生徒情報交換会などから、生徒を取り巻く環境や課題を共有し、適切な対応を心がけてきた。遊びやじゃれ合いの行為の中にもいじめの可能性のあることを十分認識し、注意喚起や指導を更に続けていく。

◎いじめの未然防止について

①いじめ防止の環境づくり

②「わかる授業」の展開

③道徳教育・体験活動の充実

④いじめ防止の啓発活動

・「生徒会のあいさつ運動」「玉中タイムの取り組み」「学級会の充実」

⑤指導方針等の周知

保護者への周知（学校ホームページ、個別面談や三者懇談会等）

また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を図り、相談しやすい体制を充実させる。

4 いじめに対する処置

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあると認識している。このため、本校では、いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」において直ちに対処していく。

この際、いじめを受けた生徒の立場に配慮しつつ、関連する児童生徒から事情を確認するとともに適切な支援を実施する。また、家庭や教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図る。加

えて、いじめを行った生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、必要に応じて警察等の関係機関と適切な連携を図っていく。

このため、平素から全ての教員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について共通理解を図るとともに、迅速かつ的確に対処できるよう、関係機関との連携に努め、情報共有する体制を構築する。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ・ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場でその行為を制止。
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、いじめを受けたとする生徒の立場に立って傾聴し、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・ 発見・通報を受けた教職員は、直ちにいじめ対策委員会に報告する。
- ・ 報告を受けたいじめ対策委員会は、その情報（時系列・事実）を共有、記録し、直ちに関係生徒から事情を聞き取り、いじめの事実の有無を確認する。
- ・ 事実確認の結果は、校長が速やかに市教育委員会に報告し、緊密な連携を図る。
- ・ 教職員全員の共通理解のもと、関係の保護者の協力を得て対応します。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を守る観点から、所轄警察署と相談して対処する。

(2) いじめを受けた生徒またはその保護者への支援

- ・ いじめを受けた生徒の立場に立って受容的に事実関係を聴取する。
- ・ 家庭訪問等により、発覚した当日のうちにいじめを受けた生徒の保護者に事実関係を伝える。
- ・ 複数の教職員で当該生徒を見守る。
- ・ いじめを行った生徒を別室指導とする等、いじめを受けた生徒等が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官など外部専門家に協力を依頼する。
- ・ 聴き取り等によって判明した事実は、適切に、いじめを受けた生徒の保護者に提供する。

(3) いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言

- ・ いじめを行った生徒から、複数の教職員で事実関係を聴取する。
- ・ いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ・ いじめを行った生徒の保護者への連絡を迅速に行い、協力して対応に当たる。
- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーや警察官など外部専門家に協力を依頼する。
- ・ 生徒のプライバシーに十分留意して対応する。
- ・ 警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、十分に聴き取りをしたうえで、自分の問題として捉えさせる。
- ・ いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう指導する。
- ・ はやしたてるなどの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級全体で話し合いの場面を設定するなどして、いじめは絶対に許されない行為であることを徹底し、防止に努めようとする態度を育てる。
- ・ 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるよう集団づくりを進める。
- ・ 必要に応じ、学級・学年・学校単位での保護者会を開催し、いじめの事実と学校の方針や対応について説明し、理解と協力を求める。
- ・ 学級の進んだ取組を学年や学校全体に広げ、再発防止に努める。

(5) ネット上のいじめへの対応

ア) ネット上のいじめの防止、早期発見のための取組等

- ・ 教員に対し、インターネットを通じて行われるいじめの現状や危険性および効果的な対処に関する研修を実施し、対応力を高める。
- ・ 生徒や保護者に対し、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組を周知する。
- ・ 生徒に対し、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。
- ・ 保護者に対して、ネット上のいじめについての理解を促す。

イ) ネット上のいじめへの対処

- ・ 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報して連携し、必要に応じて法務局に協力を要請する。

5 いじめによる重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①生命・身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき

【生命・身心又は財産に重大な被害】

- ・ 生徒が自殺及び自傷行為をはかろうとした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を負った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

【相当な期間】・年間 30 日（めやす）※生徒が一定期間連続して欠席している場合も値するケースあり

(2) 報告と対応

- ①校長は、重大事態の発生について、市教委を通じて市長（教育長）へ迅速に報告する

※生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があった場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告する

○第 1 報【認知・申立て受理後の連絡経路】

発見者・受理者→担任→学年主任→生徒指導主事→教頭・校長→市教委→教育長・市長
→（必要に応じて）医療機関・警察関係機関等

○第 2 報【第 1 報後の書面を通じた連絡経路】

校長・教頭→担当者への報告書作成指示→校長→市教委

報告書内容：①いつ（いつ頃から）②誰が③誰から④どんないじめ⑤認知後の学校の対応

（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか（当該生徒・その他生徒・保護者））等

報告も提出する（事故報告の第 1 報を含む）

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→教頭（報告書作成）→校長の確認

- ②いじめ対策委員会は、いじめを受けた生徒への安心安全の確保を優先し、「4 いじめに対する処置」に基づいて、迅速な対応を行う

6 点検、評価等

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・ 学校ホームページ、個別面談、三者懇談会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する

(2) いじめ事案への取組の評価・分析

- ・ 生徒及び保護者対象のアンケート調査と集計分析
- ・ 学校評議員による取組の評価と分析

(3) 学校いじめ防止基本方針の見直し

- ・生徒及び保護者対象のアンケート調査の分析や学校評議員の評価の意見と校内でまとめたいじめ事案への取組についての成果と課題をもとに、学校いじめ防止基本方針を見直す。

7 いじめ防止の年間取組計

令和7年度 生徒指導年間指導計画 東近江市立玉園中学校			
月	全校的取り組み	学年の取り組み	保護者・地域
4	入学式・始業式 生徒指導用集合写真撮影 進学指導	学年集会 1年 交通安全教室 3年 修学旅行	
5	生徒集会 いじめアンケート 教育相談(学級担任との相談) 中間テスト 進路相談 進学指導		授業参観 部活動保護者会
6	進学指導 期末テスト	2年 職場体験 1年 校外学習 3年 進路学習会 2、3年 位教育	
7	進学指導 夏休みの生活について 終業式	1年 位教育 学年集会	三者懇談会 PTA校区バトロール
8	進学指導		地域清掃活動 PTA親子除草作業
9	始業式 進学指導 体育祭	学年集会	
10	生徒会役員選挙 進路説明 中間テスト いじめアンケート 教育相談(学級担任・学級担任以外も参加での相談) 進学指導		
11	合唱コンクール 期末テスト 進学指導	3年 進路三者懇談会 2年 校外学習 3年 進路説明会	
12	入学説明会 進学指導 冬休みの生活について 終業式	学年集会	三者懇談会 教育活動保護者アンケート
1	始業式 進学指導	学年集会	
2	学年末テスト 進学指導 いじめアンケート 教育相談(学級担任との相談)	3年 県内私立入試 3年 県立一般型学力検査 学校独自型選抜検査	
3	卒業式 進学指導 進路相談 春休みの生活について 修了式	学年集会	